



■ 新型コロナウイルス経済対策

新型コロナウイルス緊急事態宣言またはまん延防止重点措置の影響で
売上が減少している事業者様へ！

「給付金の申請！」お忘れではありませんか？

◎給付対象

- ① 緊急事態措置またはまん延防止重点措置に伴う
飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けていること
- ② 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置が実施された月の内、
対象措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の
同じ月と比べて減少していること

→ ①と②を満たせば、業種／地域を問わず給付対象となり得ます！

注)減少幅により制度が異なり、また減少幅により給付対象とならない場合があります。

1. 月間売上が2019年または2020年の同じ月に比べて

50%以上減少している事業者

→ 国の「**月次支援金**」の対象事業者

◎申請期間 8月分 : 申請終了

9月分 : 2021年11月30日まで

2. 月間売上が2019年または2020年の同じ月に比べて

30%以上50%未満減少している事業者

→ 県の「**売上減少事業者支援金**」の対象事業者

◎申請期間 8月分 : 2021年11月30日まで

9月分 : 2021年11月30日まで

URL:<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/177767.html>

◎ 詳しくは、商工会へお問い合わせください！

最低賃金

「岐阜県最低賃金が改正されました！」

岐阜県 最低賃金

令和3年
10月1日から
[時間額]

880 円

28円
UP



オンラインセミナー

Webセミナー ご活用のご案内！

時間・場所を選ばず、自分の都合の良いとき・場所で各種セミナーを受講することができます。

プロジェクターとスクリーンを会議室に設置すれば、社内研修にも活用できます。

もちろん社員にみなさんが、個人で受講もできますので社員のスキルアップにも繋がります。

受講は無料！ ぜひ、ご活用ください。

ジャンルは、

以下のように多岐にわたり、総コンテンツ数は、約1300本です。

*一般経営 *研修・人材育成 *IT・パソコン *労務 *実務 *法律
*環境・健康・ライフスタイル *税務・財務・経理 *政治・経済

○プログラム 一例

専用コンテンツ

負債**40**億円
からの挑戦

負債40億円からの挑戦

専用コンテンツ

渋沢栄一の
「論語と算盤」に
学ぶ企業経営

渋沢栄一の「論語と算盤」に学ぶ企業経営

専用コンテンツ

「親子で語る事業承継」
第3回
悩むな！
未来の後継社長！

「親子で語る事業承継」 第3回 悩むな！未来の後継社長！

専用コンテンツ

社長業入門セミナー
第3回
「現社長や社員が
後継者に期待すること」

社長業入門セミナー 第3回「現社長や社員が後継者に期待すること」

専用コンテンツ

事業再構築
補助金セミナー

事業再構築補助金セミナー

専用コンテンツ

ウィズコロナ時代でも
好かれて信頼される人の
コミュニケーション力

ウィズコロナ時代でも好かれて信頼される人のコミュニケーション力

専用コンテンツ

社会人としての
心構え

社会人としての心構え

専用コンテンツ

“75分で学ぶ”
新入社員研修
＜電話対応と
ビジネスマナーの基本＞

“75分で学ぶ”新入社員研修＜電話対応とビジネスマナーの基本＞

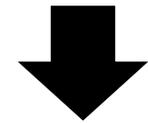
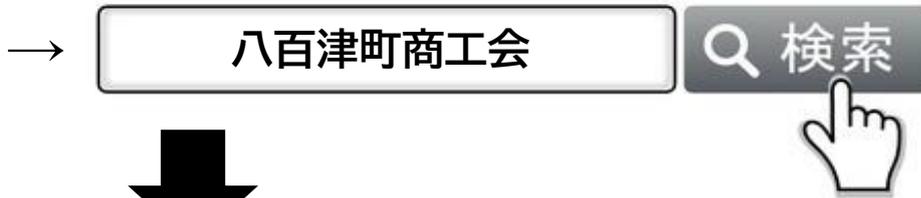
オンラインセミナー

「webセミナー」

視聴方法



→ <https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>



HP画面の左下
※会員情報の下のリンクボタン



岐阜県商工会連合会専用
ログインページ

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください。

ログインID

パスワード

ログイン

ログインID : 5051
パスワード : 5051

📌 新型コロナウイルス感染症経済対策

○ 「緊急事態宣言」発出による休業・時短協力金申請について

1. 岐阜県の要請概要

- ◇ 要請期間 令和3年8月27日(金)から令和3年9月30日(木)【35日間】
- ◇ 対象区域 県内全市町村
- ◇ 対象業種 飲食店(居酒屋含む)、喫茶店等 (宅配、テイクアウトサービスを除く。)
- ◇ 要請内容 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等は休業。
上記以外の飲食店等は、営業時間を午前5時から午後8時までの間に短縮。
※酒類及びカラオケ設備の提供を行わないことにする飲食店等を含む。

2. 申請手続き期限 令和3年11月30日まで

○ 酒類販売事業者業への月次支援金の上乗せ支援

飲食店への酒類提供停止の要請に伴い、影響を受ける酒類販売事業者に、国の月次支援金に上乗せして支援金を支給。

対象月は、8月・9月。

*支給金額

売上減少率 50%以上	20万円/月 (法人)	10万円/月 (個人事業者)
売上減少率 70%以上	40万円/月 (法人)	20万円/月 (個人事業者)
売上減少率 90%以上	60万円/月 (法人)	30万円/月 (個人事業者)

2. 申請手続き期限 令和3年11月30日まで

→ 詳細については、今後岐阜県HPで確認いただくか、商工会へお問い合わせください。

○ 「緊急事態宣言」発出による休業・時短協力金申請について

→URL:<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/170335.html>

○ 酒類販売事業者業への月次支援金の上乗せ支援について

→URL:<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/172283.html>



商工会は経営支援を通じて企業の未来に貢献する！

八百津町商工会

加茂郡八百津町八百津3800-4

TEL (0574) 43-0266 FAX (0574) 43-2448

E-mail : yaotsu@ml.gifushoko.or.jp

<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>